

(意見書案第 29 号)

LGBT (同性愛や性同一性障害) を含む性的少数者のための社会環境整備を
求める意見書

LGBT (同性愛や性同一性障害) を含む性的少数者は、生活のさまざまな場面において差別的な状況を体験し、そのことに苦しんでいる現状がある。

性同一性障害は、生物学的な性と性の自己意識が一致しない疾患として、診断と治療が行われており、性別適合手術も医学的かつ法的に適正な治療とされている。

現在は性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律により、特定の要件を満たす場合は、家庭裁判所が法令上の性別の取り扱いの変更の審判をすることができるが、いまだに社会支援策は十分とは言えない。

よって、国においては、性的少数者が安心して暮らせるよう、社会環境整備に取り組むよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 15 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

} 宛